

薬生水発0711第1号 令和5年7月11日 「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」に関するQ&A

このQ&Aは、公益社団法人日本水道協会の委員会を通じて水道事業者等から寄せられた主な意見・要望を含めた質問について、厚生労働省水道課で回答をとりまとめたものです。

No.	通知文書 該当箇所	質問（水道事業者等からの意見・要望）	回答（厚生労働省水道課）
1	「非常用貯水槽」の名称について	本件にて扱う給水用具の名称が「非常用貯水槽」であるが、受水槽のように自由水面があるように想像できるが、名称を変えた方がいいのではないか。	当該装置を「水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる用貯水槽」としております。参考として、非常用貯水槽と槽の設置例を添付します。
2	序文	地上設置や建物内設置の製品の取扱い如何。	本通知では、現在想定されている「集合住宅等の敷地内に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる用貯水槽」を対象とし、地上設置や建物内設置についてはズに応じて別途取扱いを整理します。
3	1. 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱いについて	当該装置は簡易専用水道や貯水槽水道とは異なると考えられるが、その取扱い如何。	当該装置は給水管に直結する給水用具（給水装置）であり、簡易専用水道、貯水槽水道と並列に取扱うものではないと認めます。
4		消防用を兼ねた設備となる場合の取扱い如何。（消防法の設置基準や管理方法にも配慮する必要があるのではないか）	本通知では飲用目的のみを対象としています。消防用を兼うとする場合には、製造者が消防庁等にその取扱いを確認が必要だと考えます。
5	2（2）逆流防止措置（逆止弁等）を講じていること。	2（4）にあるような措置については配慮事項となっているが、どんなに適した容量の当該装置を設定しても使用実態によっては停滞する可能性が想定されるため、逆流防止措置については義務付けていいのではないか。	配慮事項に記載していますが、逆流のおそれのある場所にされる給水装置については、構造材質基準省令により、逆止措置が義務づけられています。
6	2（3）平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。	水質を確認する構造についても、使用者等の管理義務がある以上、配慮事項ではなく義務付ける必要があるのではないか。	「水質の変化については、水道事業者の責任は免除されう考えられる」としており、水質の確認は使用者等の責任にて行っていただくこととなりますが、本通知で水質を確認する構造にすることを義務づけることはできないと考えます。
7	3（1）当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられること。	水質の変化については、「水道事業者等の責任は免除され得ると考えられること」とされているが、明確に免除されるのか。	平成26年6月30日水道課長通知「太陽熱利用給湯システム取扱いについて」と同様の記載としています。